

意見案第1号

子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和4年12月7日

提出者	富良野市議会議員	天 日 公 子
賛成者	同	大 西 三奈子
	同	後 藤 英知夫
	同	石 上 孝 雄
	同	小 林 裕 幸
	同	宇 治 則 幸
	同	佐 藤 秀 靖

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてからまもなく3年目を迎える。当初未知であったウイルスは、アルファ株、デルタ株、オミクロン株と徐々に弱毒化し、感染の波はあれど軽症者は自宅療養が原則となり、保健所の全数把握は簡略化され、社会的な影響を軽減するために療養期間、待機期間ともに短縮されている。また、感染対策としてオミクロン株対応のワクチン接種が開始され、感染リスクの高い高齢者の約7割がすでに4回目のワクチン接種をしている状況であり、特に厳しい感染対策を求められているのが、子どもたちの生活である。学校における感染症対策では、常にマスクの着用、手洗い・消毒、密にならない活動、文部科学省でも「大声でなければ話してもよい」としているのにも関わらず給食では「黙食」が推奨され続けられていた。今夏は、熱中症予防の観点で、登下校や体育授業でのマスクを外すことが推奨されていた。しかし、未だに多くの子どもが習慣化したマスクを着用している状況が見られる。教育現場にて感染者を出さないことが主眼に置かれることにより、多くの学校において屋外授業でも子どもにマスクを着用させたままの状態になっているのが現状である。

「マスクを外してもよい状況で外せない」という子どもたちの心理は、「自分が他の人に感染させてはいけない」という義務感や、「みんなが着けているから」という同調圧力、「誰かに注意されるのではないか」という恐怖心からきている。重症化するリスクの低い子どもがこのように長期間我慢を強いられ続けている一方で、大人の社会では「リスクはゼロにはならない」と、複数人での会食時の会話や、旅行支援が再開するなど基準を緩め、対応を変えている。その矛盾を子ども達はずっと疑問に感じている。

学校生活で長期化するマスク着用で、「入学して以来友達顔を見たことがない」「黙って前を向いたまま食べる給食」「慢性的な酸素不足による脳や身体への影響」「免疫力の低下」など、常に呼吸が苦しい状況に置かれる子どもたちの深刻な状況を汲み取られたい。マスク着用ができない、したくない子どもは、叱責されたり差別されたりすることで、学校に行かないという選択をしている事例もある。本来マスクの着用は任意であるにもかかわらず、「実質強制」とも言える状態は、子ども意見表明や、差別の禁止を定めた子どもの権利条約を無視していると考えられる。

マスク着用の学校生活が長期化することで、各地で子ども、保護者からの声を受け、自治体が自主的に子どもの学校生活の規制を科学的に検証し、国の基準よりも緩やかにする取り組みが進められている。富山市など一部の学校では、給食時に机を丸く並べるなどして互いの顔を見ながら、小さい声で話しながら食べるなど工夫しているところもある。

コロナ禍におけるマスク着用の弊害から、学校・幼稚園等保育施設での子どもたちの健やかな成長と学びの場を守るため、一刻も早い「子どもの感染症対策の見直し」と、全国一律に徹底されるよう下記事項を国に強く求める。

記

1. 長期化するマスク着用で、慢性的な疲労の蓄積や心身の不調を自覚できない、着用しなくても言い出せない等、深刻な状況をもたらしている。マスク着用による感染予防の科学的検証と、社会的な規制緩和とのバランスを鑑み、子ども自身がマスク着用を「する・しない」の選択ができるよう子どもの感染対策の見直しを早急に行うこと。
2. 身体的、精神的及び発達上の問題でマスクをしない・マスクをできない児童・生徒がいること、また常時マスクを着用することに対して不安や不快、不調を感じ学校生活に支障をきたしている児童・生徒がいることを、児童・生徒・保護者・地域住民に周知し、上記のような理由でマスクを着用していない児童・生徒・保護者の意思を尊重し差別や圧力が生じることのないよう周知、徹底されるよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月13日

富良野市議会